

★法務局地図作成事業についてのお知らせ★

横浜地方法務局では、以下のとおり法務局地図作成事業を実施することになりましたのでお知らせします。

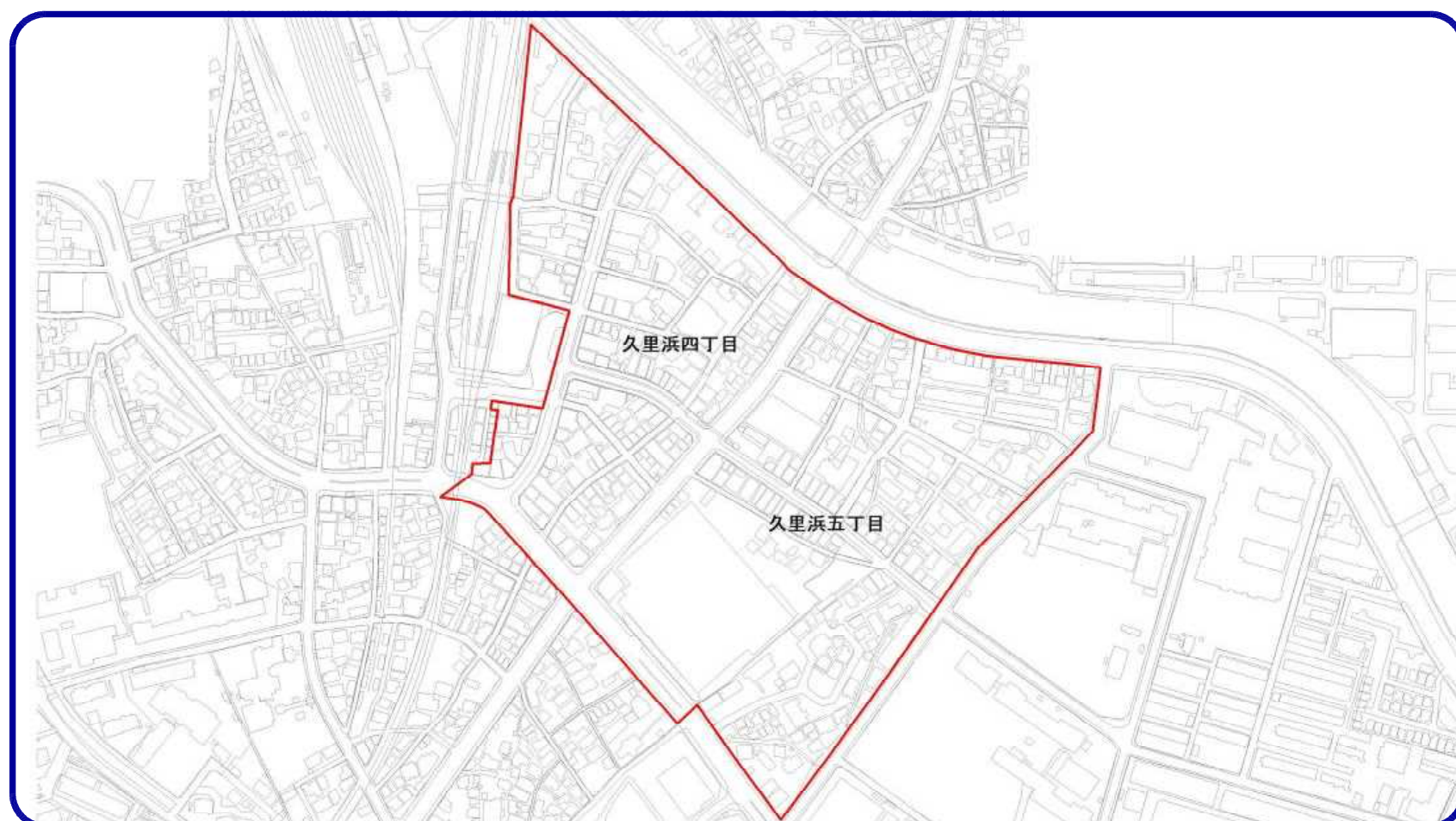
この事業を円滑に進行するため、土地所有者の皆様には、御協力を賜りますようお願いいたします。

作業地区

横須賀市久里浜四丁目及び同五丁目の各一部地区

作業期間

令和7年11月から令和9年3月31日までの間



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs116」

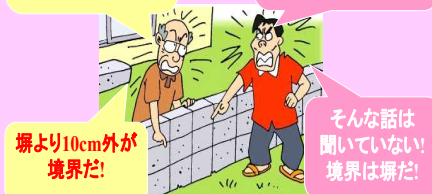
4つのメリット

メリット1 土地の境界が明確になる

トラブルが未然に防げます。

今まで黙っていたが、
立会いもせずに
あんたが勝手に
ブロック塀を作った!

境界を確かめようと
言ったら、『金を出さない。
勝手にやれ!』と
言ったじゃないか!



イラストは国土交通省地籍調査Webサイトから転載

メリット2 街作りに役立つ



イラストは国土交通省地籍調査Webサイトから転載

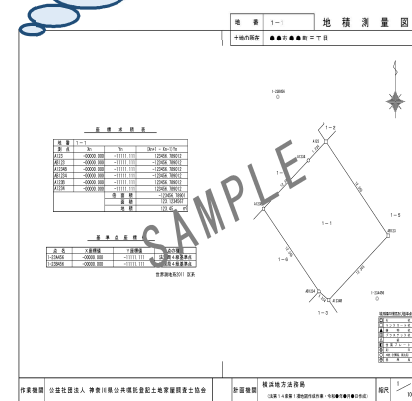
メリット3 災害復旧が迅速になる



写真提供：神戸市

災害などで現地が変化しても、
土地の境界を早く正確に復元できます。
(境界の復元)

メリット4 国が測量費用を負担! 地積測量図が備付けられる



作成機関：国土交通省 測量法に基づく測量士資格者による測量士事務所
測量士事務所：国土交通省 測量法に基づく測量士資格者による測量士事務所

お問合せ・連絡先

【現地事務所】

〒239-0831

横須賀市久里浜五丁目12番29号

サンフレア久里浜205号室

横浜地方法務局地図作成久里浜現地事務所

(担当 前島・神成)

TEL 046-833-8181

【横浜地方法務局（本局）】

〒231-8411

横浜市中区北仲通五丁目57番地 横浜第2合同庁舎

横浜地方法務局不動産登記部門 地図整備室

(担当 中村・廣瀬)

TEL: 045-641-7943

法務局地図作成事業の目的

令和7年9月

現在、法務局に備え付けられている地図（登記所備付地図）の多くは「地図に準ずる図面（公図）」ですが、この公図は、現地の形状と一致しないものや公図上の土地の境界（筆界）の位置について不正確なものが多い状況にあり、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、横浜地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成するものです。

登記所備付地図ができるまで

1 基準点測量

（令和7年11月～令和8年1月）

- ◎ 地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量です。土地一筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。
- ◎ 実施地区内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、4級基準点を設置します。

4級基準点標識



2 土地所有者説明会

（令和8年1月）

- ◎ 地図作成事業の趣旨等を御理解いただくため、久里浜コミュニティセンターにて、土地所有者説明会を開催します。

★詳細については、土地所有者様に別途発送させていただきます。

3 事前・筆界点調査、基礎・復元測量

（令和8年3月～5月）

- ◎ 土地一筆ごとに利用状況を調査し、境界標の探索を行います。
 - ◎ 現況を調査・測量し、地積測量図等の資料に基づき筆界点の位置を検討します。
- ★立会いの必要はありませんが、土地所有者及び占有者の皆様には、事前に実施期間をお知らせしますので、所有地への立ち入りについて御協力をお願いします。

4 一筆地立会調査

（令和8年6月～8月）

- ◎ 土地所有者又はその代理人の皆様の現地立会いの下、土地一筆ごとにその境界や地番・地目を確認します。
 - ◎ 立会調査において境界等を確認した場合には、土地所有者又はその代理人の皆様に土地調査書への署名・押印をお願いします。
 - ◎ 一筆地立会調査が終わり次第、作業機関が順次測量します。
- ★土地所有者又はその代理人の皆様には、現地での立会いをお願いします。



5 面積計算・地図作成

（令和8年9月～11月）

- ◎ 測量の成果に基づいて土地一筆ごとに面積を計算し、実施地区内の土地にかかる地図（縮尺500分の1）を作成します。

6 縦覧・異議申立て

（令和8年12月）

- ◎ 測量の成果について一定の期間を定めて土地所有者の皆様を確認していただきます。
- その際に、相違箇所等があれば申し出てください。



7 登 記

（令和9年3月頃）

- ◎ 地目や面積が従前の登記記録（登記簿）と一致しない場合は、登記官が職権により地目変更又は地積更正の登記を行います。
- ◎ 地図及び土地一筆ごとの地積測量図を法務局に備え付けます。

横浜地方法務局